令和６年第１回臨時会

美 郷 町 議 会 議 案 等

令和　６年　２月１３日　開会
令和　６年　２月１３日　閉会

美　　郷　　町　　議　　会

議案第１号

美郷町手数料徴収条例の一部を改正する条例

美郷町手数料徴収条例（平成18年美郷町条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

別表（第３条関係）

手数料

種類	単位	金額	徴収の時期	備考
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第１項、第10条の２第１項から第５項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第１項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	［略］		［略］	
戸籍法第10条第１項、第10条の２第１項から第５項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載し	［略］			

改正後

別表（第３条関係）

手数料

種類	単位	金額	徴収の時期	備考
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第１項、第10条の２第１項から第５項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第１項、第120条の２第１項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料	［略］		［略］	
戸籍法第10条第１項、第10条の２第１項から第５項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載し	［略］			

た事項に関する証明書の交付手数料		
戸籍法第12条の２において準用する同法第10条第１項若しくは第10条の２第１項から第５項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第１項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	［略］	
戸籍法第12条の２において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の２		

た事項に関する証明書の交付手数料			
戸籍法第120条の３第２項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の交付手数料（電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を同時に行う場合を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号１件につき	400円	
戸籍法第12条の２において準用する同法第10条第１項若しくは第10条の２第１項から第５項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第１項、第120条の２第１項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料	［略］		
戸籍法第12条の２において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の２			

第１項から第５項までの規定又は同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料		
戸籍法第48条第１項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第２項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料	［略］	

第１項から第５項までの規定又は同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料		
戸籍法第 120 条の３第２項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の交付手数料（電子情報処理組織を使用する方法により請求・発行を行う場合及び同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を同時に行う場合を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号件につき	700 円
戸籍法第48条第１項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書、同法第48条第２項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法120条の６第１項の規定に基づく届書等情	［略］	

戸籍法第48条第２項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧手数料	書類１件につき	［略］	
［略］			

報の内容の証明書の交付手数料			
戸籍法第48条第２項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類又は同法第120条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したもの１件につき	［略］	
［略］			

附　則

この条例は、令和６年３月１日から施行する。

令和６年２月１３日提出

美郷町長　田　中　秀　俊

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和５年政令第３４７号）が公布されたこと等に伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提案する。

議案第２号

令和５年度美郷町一般会計補正予算（第９号）

令和５年度美郷町一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１９，４７６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０，７６３，４７７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和６年２月１３日　提　出

美郷町長　田　中　秀　俊

第　1　表　　歳入歳出予算補正

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
11 地方交付税		3,918,332	41,658	3,959,990
	1 地方交付税	3,918,332	41,658	3,959,990
15 国庫支出金		1,436,853	57,022	1,493,875
	2 国庫補助金	357,097	57,022	414,119
19 繰 入 金		1,356,490	△79,204	1,277,286
	2 基金繰入金	1,298,754	△79,204	1,219,550
歳　　入　　合　　計		10,744,001	19,476	10,763,477

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総 務 費		1,738,853	831	1,739,684
	1 総務管理費	1,596,495	831	1,597,326
3 民 生 費		1,165,211	0	1,165,211
	1 社会福祉費	873,978	0	873,978
4 衛 生 費		395,787	583	396,370
	1 保健衛生費	191,429	583	192,012
12 諸支出金		1,238,081	18,062	1,256,143
	4 基金積立金	390,625	18,062	408,687
歳　　出　　合　　計		10,744,001	19,476	10,763,477

令和　5　年度

美 郷 町 一 般 会 計 補 正 予 算

事　　項　　別　　明　　細　　書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　総　括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
11　地方交付税	3,918,332	41,658	3,959,990
15　国庫支出金	1,436,853	57,022	1,493,875
19　繰 入 金	1,356,490	△79,204	1,277,286
歳　入　合　計	10,744,001	19,476	10,763,477

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2　総務費	1,738,853	831	1,739,684	600				231
3　民生費	1,165,211	0	1,165,211	56,422				△56,422
4　衛生費	395,787	583	396,370					583
12　諸支出金	1,238,081	18,062	1,256,143					18,062
歳出合計	10,744,001	19,476	10,763,477	57,022				△37,546

歳　　入

2　歳　入

（款）　11　地方交付税
（項）　1　地方交付税

（単位：千円）

款	項	目	目名	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
11			地方交付税	3,918,332	41,658	3,959,990			
	1		地方交付税	3,918,332	41,658	3,959,990			
		1	地方交付税	3,918,332	41,658	3,959,990	1 地方交付税	41,658	1 普通交付税 (1)普通交付税
15			国庫支出金	1,436,853	57,022	1,493,875			
	2		国庫補助金	357,097	57,022	414,119			
		1	総務費国庫補助金	110,994	57,022	168,016	1 総務費補助金	57,022	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (1)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
19			繰入金	1,356,490	△79,204	1,277,286			
	2		基金繰入金	1,298,754	△79,204	1,219,550			
		1	財政調整基金繰入金	1,101,332	△79,204	1,022,128	1 財政調整基金繰入金	△79,204	1 財政調整基金繰入金 (1)財政調整基金繰入金

歳　　出

3 歳 出

(款) 2 総 務 費
(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
2 総 務 費	1,738,853	831	1,739,684	600	231				
1 総務管理費	1,596,495	831	1,597,326	600	231				
5 電算システム管理費	117,466	831	118,297	国庫補助金 600	231				
						12 委 託 料	831	1 その他電算管理費 831 システム改修委託料 (831)	

(款) 3 民 生 費
(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
3 民 生 費	1,165,211	0	1,165,211	56,422	△56,422				
1 社会福祉費	873,978	0	873,978	56,422	△56,422				
1 社会福祉総務費	375,287	0	375,287	国庫補助金 56,422	△56,422				
						19 扶 助 費	0	1 福祉の充実（社会） (1)臨時特別給付金事業 臨時特別給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金） (△24,000) 臨時特別給付金（住民税均等割のみ課税世帯臨時給付金） (20,000) 臨時特別給付金（低所得子育て世帯こども加算金） (4,000)	

(款) 4 衛 生 費
(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
4 衛 生 費	395,787	583	396,370		583				
1 保健衛生費	191,429	583	192,012		583				
5 診療所費	13,920	583	14,503		583				
						14 工事請負費	583	1 歯科診療所運営管理費 583 歯科診療所改修工事請負費 (583)	

(一般会計)

（款）　12　諸支出金
（項）　4　基金積立金

（単位：千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
							特定財源	一般財源	区分	金額	
12			諸支出金	1,238,081	18,062	1,256,143		18,062			
	4		基金積立金	390,625	18,062	408,687		18,062			
		1	基金積立金	390,625	18,062	408,687		18,062			
									24 積立金	18,062	1 一般会計基金積立金　18,062 減債基金積立金　(18,062)

令和６年第１回美郷町議会臨時会
（２月臨時会）
議案第２号
主 要 事 業 等 説 明 資 料

Dear MISATO

DRIVE TO MISATO

【 目 次 】

〔会計〕	〔款〕	〔項〕	〔目〕	〔ページ〕
一般会計	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	3
	4 衛生費	1 保健衛生費	5 診療所費	4

（様式１）

主要事業等説明資料

担当課		町民生活課	小事業名	臨時特別給付金事業				予算書ページ
会　計		一般会計	事業名	臨時特別給付金 （住民税均等割のみ課税世帯給付金・ 低所得子育て世帯こども加算金）				6
予算	款	3　民生費						
	項	1　社会福祉費	事業費	左の財源内訳				
	目	1　社会福祉総務費	（千円）	国	県	地方債	その他	一般財源
要求区分		現計予算の増減	24,000	ただし、既存予算の組替により対応する。				24,000
事業区分		継続事業						

事業の目的・意図・効果

物価高騰による影響の大きい低所得世帯のうち、住民税均等割のみ課税されている世帯へ1世帯当たり10万円を支給する。また、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付加算として、18歳以下の児童1人当り5万円を支給する。

事業の概要（積算根拠、特定財源の詳細等）

〔臨時特別給付金〕電力･ガス･食料品等価格高騰重点支援給付金事業

歳出予算組替えに関する説明　（単位：千円）

説　明		現計予算		説　明		組替後予算
					支給対象	
臨時特別給付金	①住民税非課税世帯 ※本町では「住民税均等割のみ課税世帯」（右欄②）に対する支給も想定し計上していた。	139,200	⇒	臨時特別給付金	①住民税非課税世帯	115,200
					②住民税均等割のみ課税世帯	20,000
					③低所得子育て世帯子ども加算金	4,000

〔注記〕

⑴　国要綱では低所得者世帯枠（右欄中①）、推奨メニュー（右欄中②）に分けられることから、今後の実績報告等考慮し予算上分けて計上・管理する。

⑵　低所得世帯（①及び②）に対する「子ども加算金（③）」を新たに設定する。対象としては80名を見込んでいる（@50千円×80名＝4,000千円）。

⑶　既存予算による給付対象者（右欄中①及び②）を抽出したところ当初推計より少なく予算に余裕が出た為、新たに支給対象となる③については既存予算の組替により対応する。

〔関連経費〕

目	摘　要	事業費(補正額)	備　考
電算システム管理費	システム改修委託料	831千円	企画情報課

※給付金事業、関連経費とも「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を充当予定である。

（様式１）

主要事業等説明資料

担当課		健康福祉課	小事業名	歯科診療所運営管理費				予算書ページ
会　計		一般会計	事業名	南郷歯科診療所エアコン取替事業				6
予算	款	4　衛生費						
	項	1　保健衛生費	事業費	左の財源内訳				
	目	5　診療所費	（千円）	国	県	地方債	その他	一般財源
要求区分		現計予算の増減	583					583
事業区分		継続事業						

事業の目的・意図・効果・補正理由

南郷歯科診療所のエアコン設備の改修工事（診察室２台分）を予定していたが、実施前現況調査において詳細に調査したところ改修予定箇所と待合室（２台）の設備も連動していることが判明し、同時に改修する必要が生じたため追加予算を計上し、快適な診療ができる環境を整備したい。

事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）

南郷歯科診療所エアコン取替工事

現予算額	1,375,000 円
追加執行予定額（追加分込）	1,958,000 円
予算不足額（追加補正額）	583,000 円